『年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書』

<表面>

料金後納	年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書 このたび、下記の理由により 年金生活者支援給付金額を変更しましたのでお知らせします。				
親 展		年 金 番 号 月、変更後の支給金額	及び変更理由	受給者氏名	
	項番	変 更 年 月	変更後の支給金額(月額)		変 更 理 由
0 0 0					
大切なお知らせ					
差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号	法:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)」の略 令:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成30年政令第364号)」の略				
ご案内は内側にあります。 ② 矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。 ① (水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)					厚生労働大臣印

『年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書』

<裏面>

一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ

0570 -05 -1165

ピタイヤル0.0.5.0 から始まる雷託でおかけになる場合は

(東京) 03-6700-1165

月 曜 日 午前8:30~午後7:00 火~金曜日 午前8:30~午後5:15 第2土曜日 午前9:30~午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は 午後7:00まで。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日は ご利用いただけません。 『予約受付専用電話』へ 2570 - 05 - 4890

来訪相談のご予約は

● 0 5 0 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 0 3 - 6 6 3 1 - 7 5 2 1

●年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、 受給している年金についての相談を希望される 方は、ぜひ予約相談をご利用ください。

<受付時間>

月 ~ 金曜日 午前8:30~午後5:15 **土日祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基<u>礎年金番号</u>がわかるものをご用意ください。 ○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金 番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

○休日明けや通知が届いた直後は、非常に電話が混雑します。ご了承ください。○おかけ間違いには、十分ご注意ください。

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の 口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。 また、手数料などの金銭を求めることもありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地などをご覧いただけます。

https://www.nenkin.go.jp/

日本年金機構検索

2009 1018 006

年金生活者支援給付金の支払日について

〇年金生活者支援給付金は、年金と同様、偶数月の15日に お支払いします。(下表をご参照ください)

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	10月	8月分、9月分
6月	4月分、5月分	12月	10月分、11月分
8月	6月分、7月分	2月	12月分、1月分

※原則、年金と同じ受取口座にお支払いします。

○支払日(予定含む)や振込先金融機関等の内容は、支払 月の上旬に「振込通知書」で別途お知らせいたします。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、 提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求 の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため 緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の 決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査 請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。) の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は 法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日 から1年を経過したときは訴えを提起できません。

このような場合はお手続きが必要となります

次のいずれかに該当する場合は、年金生活者支援給付金は 支給されません。

このような場合は、必ず届出・手続きが必要となりますので、「ねんきんダイヤル」またはお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にご相談ください。

- ①日本国外に転居したとき
- ②刑事施設等に拘禁されたとき
- ※ 手続きは不要ですが、年金が全額支給停止となった 場合も年金生活者支援給付金は支給されません。

年金生活者支援給付金の支給対象期間について

- 〇年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得等に 基づき継続支給の判定を行います。次回の継続支給の 判定結果は、令和3年10月分(12月支払い)から反映 されます。
- 〇令和4年以降も毎年10月分(12月支払い)から継続支給 の判定結果が反映されます。

P

ΗU

λķ

鰑